

# 島根県報

号外第七四号  
平成十四年六月二十八日  
(金曜日)

## 目次

### 公安告示

道路の交通に関する規制の一部改正

### 正張

平成十三年八月二十八日付け島根県報号外第八三号中

一七

## 公安委員会告示

### 島根県公安委員会告示第53号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規則）の一部を次のように改正する。

平成14年 6月28日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
松江市西持田町288番地先 入口交差点	ソフトビジネスパーク	プログラム 多段式	

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所 種類 摘要

簸川郡斐川町大字莊原町2986の5番地先 空港西交  
差点 定周期式

を

場 所 種類 摘要

簸川郡斐川町大字莊原町3180番地18先 空港西交  
差点 プログラム  
多段式

に改める。

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の大田警察署の項に次のように加える。

場 所 種類 摘要

大田市長久町長久口265番地1先 大田橋西交差点

大田市五十猛町1234番地先 赤井嘉塩バス停前交  
差点 押ボタン式

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の温泉津警察署の項に次のように加える。

場 所 種類 摘要

廻摩郡仁摩町大字仁万町587番地4先 湯迫温泉入  
口交差点 押ボタン式

別表第1（法第4条1項の規定による信号機を設置する場所）の川本警察署の項中

場 所 種類 摘要

邑智郡石見町大字矢上6000番地先 石見町役場前交  
差点 押ボタン式

を

場	所	種 類	摘 要
邑智郡石見町大字矢上6000番地先 差点	石見町役場前交	プログラム 多 段 式	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
邑智町大字浜原460番地先 差点	西側三差路	押ボタン式	

別表第 1 (法第 4 条 1 項の規定による信号機を設置する場所) の江津警察署の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
江津市敬川町1750番地先 差点	北西方三差路	プログラム 多 段 式	
江津市嘉久志町1608番地先 差点	三差路	押ボタン式	

別表第 1 (法第 4 条 1 項の規定による信号機を設置する場所) の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
浜田市上府町12488番地 1 先 差点	上府小学校入口交差	押ボタン式	

別表第 1 (法第 4 条 1 項の規定による信号機を設置する場所) の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
那賀郡金城町大字下来原980番地 2 先 ス西口交差点	今福バイパス	プログラム 多 段 式	

別表第 1 (法第 4 条 1 項の規定による信号機を設置する場所) の益田警察署の部益田市の項中

場	所	種 類	摘 要
益田市須子町 3 番 1 号先 差点		押ボタン式	

を

場	所	種 類	摘 要
益田市須子町 3 番 1 号先 差点	益田総合福祉センター入 口三差路	プログラム 多 段 式	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
益田市横田町2087番地 1 先 差点	あゆみの里前	押ボタン式	

別表第 1 (法第 4 条 1 項の規定による信号機を設置する場所) の津和野警察署の項中

場	所	種 類	摘 要
鹿足郡日原町大字富田680番地先 差点	青原橋西詰交差	押ボタン式	

を

場	所	種類	摘要
鹿足郡日原町大字富田1686番地2先 国道9号交差点	青原橋西詰	プログラム 多段式	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
鹿足郡六日市町大字七日市459番地1先 詰交差点	抜月橋北	押ボタン式	

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
竹矢町244番地先	中竹矢交差点の西詰		車 （軽車両を） （除く。）	午前7時から午後9時まで	東進禁止
竹矢町294番地先	西交差点の西詰		車 （軽車両を） （除く。）	午前7時から午後9時まで	西進禁止
竹矢町164番地1先 左折車線の南	中竹矢交差点西詰		車	終日	南進禁止
竹矢町438番地先	大門交差点の北詰		車	終日	北進禁止
馬潟町328番地先	三差路		車 （2輪・軽 車両を除く。）	午前7時から午前8時30分まで 日曜・休日を除く。	東進禁止

矢田町20の2番地 の南側	矢田踏切北側交差点	車 （2輪・軽 車両を除く。）	終日	南進禁止
東津田町395番地1先 差点の東詰	東新田橋北詰交	車 （2輪・軽 車両を除く。）	午前7時から午前9時まで	東進禁止

を削る。

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

区	間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
東忌部町1453番地先 橋西詰の北側分岐地点から同町1142番地先 江木次線と宍道湖南部地区広域農道交差点の南詰までの間の主要地方道松江木次線北進車線	鷺の巣	南行	384メートル	車両	終日	
東忌部町1142番地先 方道松江木次線と宍道湖南部地区広域農道交差点の南詰から同町1453番地先 西詰の北側分岐点までの間の主要地方道松江木次線南進車線	鷺の巣橋	北行	400メートル	車両	終日	
東津田町395番地1先 田橋北詰交差点の東詰15メートル区間	東新	東行	15メートル	車 （軽車両を） （除く。）	午前7時から午前8時30分まで	

馬瀧町328番地 6 先 三差路 北東詰の10メートル区間	北東行	10 メートル	車 両 (軽車両を) 除く。	午前 7 時 30 分から 午前 8 時 30 分まで 土曜・休日 を除く	
竹矢町 438 番地先 大門交差 点の北詰20メートル区間	北西行	20 メートル	車 両	終 日	
竹矢町 244 番地先 中竹矢交 差点の西詰10メートル区間	東 行	10 メートル	車 両 (軽車両を) 除く。	午前 7 時 から午後 9 時まで	

別表第 3 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による一方通行場所) の松  
江警察署の一部(八東郡)の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止 する方向	区間距離	通行を禁止 するもの	通行禁止 時 日	摘要
八雲村大字東岩坂 3 番地先 要害橋南詰から同村大字日吉 333 番地149 先 北西交差点ま での間の村道	南 行	200 メートル	車 両 (軽車両を) 除く。	午前 7 時 30 分から 午前 8 時 30 分まで	

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折  
を禁止する場所) の松江警察署の一部(松江市)の項中

場 所	進行を禁止 する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘要
山代町486の 4 番地先 交差点の東詰	西進車両の 右折北行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前 7 時 から午前 9 時まで	

場 所	進行を禁止 する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘要
山代町489番地 7 先 二子塚古墳北西 側交差点の東詰	西進車両の 右折北行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前 7 時 から午前 8 時30分 まで	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止 する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘要
東朝日町 3 番地先 界橋北詰交差点	西進車両の 右折北行	車 両	終 日	
東朝日町107番地先 西側交差点	西進車両の 右折北行	車 両	終 日	
東朝日町109番地先 南東交差点	東進車両の 右折南行	車 両	終 日	
大正町399番地先 界橋北詰交差点	東進車両の 右折南行	車 両	終 日	
津田町382番地先 界橋南詰交差点	西進車両の 右折北行	車 両	終 日	
津田町382番地先 界橋南詰交差点	東進車両の 右折南行	車 両	終 日	
菅田町168番地36先 北東交差点	東進車両の 右折南行	車 両	終 日	
山代町489番地 7 先 二子塚古墳北西 側交差点の西詰	東進車両の 左折北行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前 7 時 から午前 8 時30分 まで	

報 告 根 拠

矢田町20番地先 矢田踏切北側三差路の南東詰	西進車両の左折南西行	車両 (2輪・軽車両を除く。)	終日	
矢田町20番地先 矢田踏切北側三差路の北西詰	東進車両の右折南西行	車両 (2輪・軽車両を除く。)	終日	

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の温泉津警察署の項に次のように加える。

温泉津町福波大字福光イ 237 番地 4 先 福光橋入口三差路	西進車両の右折北行	車両	終日	
温泉津町福波大字福光イ 237 番地 4 先 福光橋入口三差路	南進車両の右折西行	車両	終日	

別表第 5 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の直進を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
山代町489番地 7 先 二子塚古墳北西側交差点の南詰	北行	車両 (軽車両を除く。)	午前 7 時から 午前 8 時 30 分まで	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	横断歩道数	摘要
東朝日町109番地先 交差点	1	
千鳥町64番地先 南側交差点	1	
千鳥町36番地先 協同組合 南側交差点	1	

を

場 所	横断歩道数	摘要
東朝日町109番地先 南側交差点	1	
千鳥町70番地先 千鳥跨線橋南側交差点	2	
千鳥町36番地先 南側交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道数	摘要
千鳥町73番地先 南側三差路	2	
千鳥町39番地先 南側交差点	1	
千鳥町30番地先 南東側交差点	1	

袖師町 5 番10号先 松江警察署北東側三差路	1	
-------------------------	---	--

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部,八束郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
八雲村大字日吉204の 1 番地先	日吉台サニーハイッ入口交差点	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
八雲村大字日吉333番地149先	北西交差点	2	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
下坂田町1075番地 1 先	赤江大橋西詰交差点	1	
下坂田町1075番地 1 先	市道才下 2 号線と農道との交差点北方約15メートル地点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の掛合警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
掛合町大字松笠748番地 1 先	松笠生活改善センター前交差点	4	
三刀屋町大字三刀屋1221番地 7 先	東側交差点	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
掛合町大字松笠748番地 1 先	松笠公民館前交差点	4	
三刀屋町大字三刀屋1221番地 7 先	町道要害 1 号南入口三差路	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
三刀屋町大字乙加宮2345番地 2 先	宮内橋南東詰交差点	1	
三刀屋町大字三刀屋265番地先	畑田橋南詰三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
大津町1683番地先	大津幼稚園南側	1	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
知井宮町1232番地 1 先	栄町踏切南方約70メートル地点の交差点	4	
宇那手町1162番地 4 先	交差点	1	
宇那手町356番地 2 先	交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部饒川郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町2986の 5 番地先	空港西交差点	4	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町3180番地18先	空港西交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字富村26番地先	交差点	1	
斐川町大字三絡1082番地	北方約50メートル地点の交差点	1	
斐川町大字莊原町484番地22	東方約80メートル地点の交差点	2	
斐川町大字莊原町1939番地 7	西方約150メートル地点の交差点	1	
斐川町大字莊原町1939番地 7	南西約200メートル地点の交差点	1	
斐川町大字富村1911番地 1 先	交差点	1	
斐川町大字莊原町2891番地 3 先	交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の平田警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
平田町50番地 1 先	平田高校入口交差点	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
平田町50番地 1 先	平田高校入口交差点	3	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の大田警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
長久町長久口 265 番地 1 先	大田橋西交差点	2	
五十猛町1234番地先	赤井嘉塩バス停前交差点	1	
久利町久利656番地 1 先	バイパス北口三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の温泉津警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
温泉津町福波大字福光ハ67番地先	市・箱坂集会所前	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の江津警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
敬川町1768番地 1 先	交差点	4	
敬川町2591番地先	交差点	3	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
蛭子町39番地先	広小路中央交差点	2	
長浜町881番地 1 先		1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
三隅町大字向野田110番地 1 先	日野原南入口交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の益田警察署の部益田市の項中



報 道 根 拠

場	所	横断歩道設置数	摘要
須子町 3 番 1 号先		1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
須子町 3 番 1 号先	益田総合福祉センター入口三差路	2	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
横田町2087番地 1 先	あゆみの里前	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の津和野警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
六日市町大字七日市459番地 1 先	抜月橋北詰交差点		

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の掛合警察署の項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘要
赤来町大字上来島966番地20先三差路から同町大字小田496番地先までの間の町道小田線の東側歩道		1700 メートル	片側

三刀屋町大字中野742番地先から同町大字神代11番地先三差路までの間の主要地方道出雲仁多線の北側歩道		1400 メートル	片側
--	--	--------------	----

三刀屋町大字神代11番地先三差路から同町大字神代18番地 1 先神代トンネル西方交差点までの間の主要地方道出雲仁多線の西側歩道		200 メートル	片側
---	--	-------------	----

三刀屋町大字六重98番地先 三刀屋町民スクールバス停前三差路から同町大字六重144番地先三差路までの間の県道吉田三刀屋線の西側歩道		200 メートル	片側
---	--	-------------	----

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	区間距離	摘要
今市町253番地 1 先交差点から同町565番地先交差点までの間の都市計画道路路北本町南本町線		420 メートル	両側

を

場	所	区間距離	摘要
今市町253番地 1 先 出雲市体育館前交差点から今市町南本町10番地 5 先三差路までの間の都市計画道路路北本町南本町線		950 メートル	両側

に改める。

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩

道を通行することができる場所) の川本警察署の項中

場	所	区間距離	摘	要
川本町大字川下地内 番地先	川本大橋北詰三差路から同町大字川下986番地先	350メートル	片	側
川本町大字川下986番地先	川本町宮三島住宅前から同町大字川下921番地先三差路までの間の主要地方道川本波多線	900メートル	両	側
川本町大字川下1493番地先	川下橋西詰交差点から同1169番地1先	1850メートル	片	側

を削り、同項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘	要
川本町大字川下1493番地先	川下橋西詰交差点から同町大字川下地内	3450メートル	片	側

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の津和野警察署の項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘	要
津和野町大字中川405番地先	本郷中学校南方200メートルから同町大字山下180番地	700メートル	片	側
津和野町大字中川405番地先	北方100メートルまでの間の主要地方道			
津和野町大字中川405番地先	津和野町大字山下180番地			

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の松江警察署の部八束郡の項中

区域又は道路の区間

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日	限 時	区間距離	摘	要
宍道町大字佐々布地内 主要地方道宍道インター線小佐々布橋南詰から同町大字佐々布15番地4先	50キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引①②③を除く。)	終	日	2400メートル		
宍道町大字佐々布2145番地2先	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引②③を除く。)	終	日	500メートル		

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日	限 時	区間距離	摘	要
宍道町大字佐々布15番地4先	50キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引①②③を除く。)	終	日	2700メートル		
宍道町大字佐々布2145番地2	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引②③を除く。)	終	日	300メートル		

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の掛合警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
赤来町大字上来島971番地先から 同町大字小田357番地2先までの 間の町道小田線	30キロ メートル	車 緊急自動 車、けん 引(③を除 く)。	終 日	1300 メートル	

を削る。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
今市町253番地1先交差点から同 町565番地先交差点までの間の都 市計画道路北本町南本町線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(②、 ③を除く)。	終 日	420 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
今市町253番地1先 出雲市体育 館前交差点から今市町南本町10番 地5先三差路までの間の都市計画 道路北本町南本町線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(②、 ③を除く)。	終 日	950 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
斐川町大字莊原町地内 出雲空港 大橋(公道)境から同町大字莊原町 地内 出雲空港大橋北方290メー トル地点までの間の県道出雲空港 公道線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(①、 ②、③を除 く)。	終 日	290 メートル	

別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第17条第 5 項第 4 号の規定による追越のための右側部分のみ出し通行禁止場所) の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
公道町大字佐々布2145番地2 北西約300メートル地点の 公道イソター 出雲空港分かれ三差路から同町大字佐々布 地内 出雲空港大橋の公道町・斐川町境までの間の県道 出雲空港公道線	110 メートル	終 日	

別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第17条第 5 項第 4 号の規定による追越のための右側部分のみ出し通行禁止場所) の木次警察署の項に次のように加える。

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
木次町大字平田842番地先 東方約100メートル地点から 同町大字平田地内 尾原トンネル西口西方約90メートル までの間の国道314号	1210 メートル	終 日	

別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第17条第 5 項第 4 号の規定による追越のための右側部分のみ出し通行禁止場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
斐川町大字莊原町2420番地先 出雲空港西側交差点から 同町地内 出雲空港大橋(公道)境までの間の県道出雲空 港公道線	920 メートル	終 日	

斐川町大字庄原町3180番地18先 空港西交差点から同町地内 出雲空港西側交差点までの間の県道出雲空港線	800 メートル	終 日	
--	-------------	--------	--

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
東朝日町109番地先 交差点	西 詰	
千鳥町73番地先 三差路	北 詰	
千鳥町64番地先 千鳥跨線橋南三差路	北詰・北東詰・ 北西詰	
千鳥町39番地先 南方交差点	北 詰	
千鳥町36番地先 南方交差点	北 詰	
千鳥町30番地先 東三差路	北 詰	

を

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
東朝日町109番地先 南東交差点	西 詰	
千鳥町73番地先 南側三差路	北 詰	

千鳥町70番地先 千鳥跨線橋南側交差点	北詰・北東詰・ 北西詰	
千鳥町39番地先 南側交差点	北 詰	
千鳥町36番地先 南側交差点	北 詰	
千鳥町30番地先 南東側交差点	北 詰	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
袖師町 5 番10号先 松江警察署北東側三差路	西 詰	
袖師町 5 番10号先 松江警察署北西側三差路	東 詰	
東忌部町1453番地先 熊山バス停交差点	東詰・西詰	
東忌部町1142番地先 松江木次線下り車線交差点	西 詰	
東忌部町1142番地先 松江木次線上り車線三差路	東 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部八東郡の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
八雲村大字日吉204の1番地先 口交差点	日吉台サニーハイッ入	東 詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
八雲村大字日吉333番地149先	北西交差点	東 詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
鹿島町大字古浦602番地7先	古浦海水浴場入口交差点	東詰・西詰	
鹿島町大字恵曇町509番地1先	恵曇漁協卸売市場入口 交差点	東 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の木次警察署の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
大東町大字須賀375番地1先	三差路	南東詰	
木次町大字木次地内	木次橋東詰交差点	南西詰	

を削る。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の掛合警察署の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
三刀屋町大字三刀屋1221番地7先	東側交差点	北 詰	
三刀屋町大字神代18番地1先	南方約100メートル先交 差点	西 詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
三刀屋町大字三刀屋1221番地7先	町道要害1号南入口 三差路	北 詰	
三刀屋町大字神代18番地1先	神代トンネル西方交差点	東詰・西詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
吉田村大字深野330番地8先	山王橋北西三差路	南西詰	
吉田村大字上山578番地3先	女鹿山入口三差路	東 詰	
三刀屋町大字三刀屋265番地先	畑田橋南詰三差路	北 詰	
三刀屋町大字乙加宮86番地2先	高瀬橋西詰三差路	東 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき方向	摘要
知井宮町1232番地 1 先 栄門踏切南方約70メートル地点の交差点		東詰・西詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき方向	摘要
斐川町大字富村130番地 4 先 伊波野駐在所南方交差点		西 詰	
斐川町大字沖州1630番地先 交差点		北 詰	
斐川町大字莊原町2420番地 南方約100メートル地点の交差点		東詰・西詰	
斐川町大字莊原町2709番地14 東方約100メートル地点の交差点		東詰・西詰	
斐川町大字莊原町484番地22 東方約80メートル地点の交差点		東詰・西詰	
斐川町大字莊原町1939番地 7 西方約150メートル地点の交差点		東詰・西詰	
斐川町大字莊原町1939番地 7 南西約200メートル地点の交差点		東詰・西詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の大田警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき方向	摘要
久利町久利656番地 1 先 バイパス北口三差路		西 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の温泉津警察署の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき方向	摘要
温泉津町福波大字福光イ 237番地 4 先 福光橋東詰三差路		南 詰	

を

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき方向	摘要
温泉津町福波大字福光イ 237番地 4 先 福光橋入口三差路		北 詰	

に改める。

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の江津警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき方向	摘要
敬川町1768番地 1 先 交差点		東詰・西詰	
敬川町2591番地先 交差点		東 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の浜田警察

署の部那賀郡の項中

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
旭町大字丸原103番地 2 先	丸原交差点		指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	東詰・西詰	

を削る。

別表第12（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
穴道町大字佐々布2145番地 2 北西約300メートル地点の穴道インター	出雲空港分かれ三差路から同町大字佐々布地内	車 両 （二輪のもの） （のを除く。）	終 日	110 メートル	

別表第12（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
今市町253番地 1 先	交差点から同町565番地先交差点までの間の都市計画道路北本町南本町線	車 両 （二輪のもの） （のを除く。）	終 日	420 メートル	

を

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
今市町253番地 1 先	出雲市体育館前交差点から今市町南本町10番地 5 先三差路までの間の都市計画道路北本町南本町線	車 両 （二輪のもの） （のを除く。）	終 日	950 メートル	

に改める。

別表第12（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
斐川町大字上直江2469番地先	アケテイーひかわ北方交差点から同町大字上直江2469番地先	車 両 （二輪のもの） （のを除く。）	終 日	150 メートル	
斐川町大字庄原町2420番地先	出雲空港西側交差点から同町大字庄原町地内	車 両 （二輪のもの） （のを除く。）	終 日	920 メートル	

別表第24（法第 4 条第 1 項、第 2 項、法第 2 条第 1 項第 7 号、法第20条第 1 項、法第26条の 2 第 3 項及び第35条第 1 項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所（区間）	区間距離 （メートル）	車両通行帯の 数	左の区画内における 交差点の手前の 進路変更禁止距離 （メートル）	日・時	摘要
東茶町 6 番地 2 先	穴道湖大橋北詰交差点の西詰から西方へ110m先までの間の国道431号	110	3	30メートル	終日	

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯 設置数	摘要
千鳥町73番地先	南側三差路	2	
千鳥町70番地先	千鳥跨線橋南側交差点	1	

千鳥町39番地先 南側交差点	1	
千鳥町36番地先 南側交差点	1	
千鳥町30番地先 南東側交差点	1	
千鳥町20番地先 南東側交差点	2	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
下坂田町1075番地 1 先 赤江大橋西詰交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の掛合警察署の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
三刀屋町大字三刀屋1221番地 7 先 東側交差点	2	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
三刀屋町大字三刀屋1221番地 7 先 町道要害 1 号南入口三差路	3	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
三刀屋町大字乙加宮2345番地 2 先 宮内橋南東詰交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
知井宮町1232番地 1 先 栄町踏切南方約70メートル地点の交差点	2	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
斐川町大字莊原町3180番地18先 空港西交差点	4	
斐川町大字莊原町484番地22 東方約80メートル地点の交差点	2	
斐川町大字莊原町1939番地 7 西方約150メートル地点の交差点	1	
斐川町大字莊原町1939番地 7 南西約200メートル地点の交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の大田警察署の項に次のように加える。



場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
長久町長久口 265 番地 1 先 大田橋西交差点	2	

別表第 26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の川本警察署の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
川本町大字川下 4108 の 3 番地先 川本消防署前三差路	1	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
石見町大字矢上 6000 番地先 石見町役場前交差点	2	
川本町大字川下 1169 番地 1 先 江津市外 7 町村消防組合川本消防署前三差路	1	

別表第 26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の江津警察署の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
敬川町 1768 番地 1 先 交差点	4	
敬川町 2591 番地先 交差点	3	

正

誤

平成十三年八月二十八日付け島根県報号外第八三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
六	上	公安委員会告示第八〇号	(軽自動車及び小型) (特殊自動車を除く。)	(小型特殊自動車を) (除く。)

毎週火・金曜日発行

平成十四年六月二十八日印刷  
平成十四年六月二十八日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)